

所得税の確定申告は自分で書いてお早めに！

平成17年分の所得税の確定申告は、2月16日（木）から3月15日（水）までとなっています。申告期限間近になりますと申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくこととなりますので、できるだけ早くお済ませください。

正しい申告を！

所得税は、自分の所得の状況を最もよく知っている皆さん自身が、税法に従って自分の所得と税額を正しく計算し、期限内に申告、納税するという「申告納税制度」を採用しています。

確定申告をしなければならぬ方が申告しなかったり、誤った申告をしますと、後で不足の税金を納めるだけでなく、不足税額の15%または10%の加算税が課される場合があります。さらに、延滞税も納めなければならないこととなります。

確定申告をしなければならぬ場合

事業をしている場合、不動産収入のある場合及び土地や建物を売った場合などで、平成17年中の所得金額

の合計額から所得控除等の

合計額を差し引き、その金額を基に算出した税額が配当控除額と定率減税額との合計額を超えるとき

給与所得者で、給与収入が二千万円を超えるときや、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が二十万円を超えるときなど

白色申告の方は

収支内訳書の添付を

事業所得や不動産所得、山林所得のある方で、確定申告書を提出する方は、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した収支内訳書を添付しなければなりません。

申告書の記入に当たって

申告書を自分で書かれるときは、「所得税の確定申告書の手引き」などを参考にしてください。

ください。

「所得税の確定申告書の手引き」に示されている記載例に基づいて記入していきますと、所得や税額の計算が簡単に行えるようになっていきますので、ご自分で記入して郵送などによりお早めに提出してください。

申告書等の作成は

便利なホームページで

国税庁のホームページではパソコンで確定申告書・青色決算書・収支内訳書が作成できる「確定申告書等作成コーナー」を提供しています。

同コーナーでは、入力画面のガイダンスに従って必要項目を入力し、印刷することにより申告書等が簡単に作成できます。

作成した申告書等は、添付書類とともに、そのまま郵送

などで税務署に提出することができます。

なお、平成18年1月1日（賦課期日）現在の住所が旧南河内町の方は宇都宮税務署に、旧石橋町・旧国分寺町の方は栃木税務署に提出することになります。ご注意ください。

納税は期限内に

振替納税のご利用を

平成17年分の確定申告による所得税の納期限は、平成18年3月15日（水）です。期限内に納付してください。

また、振替納税を既にご利用

されている方は、口座振替日の2〜3日前までに指定された預貯金口座の残高の確認をお願いいたします。振替納税をまだ利用されていない方は、納税のための手数が省け、つまり納期限を忘れてしまうことのない振替納税が大変便利です。是非ご利用ください。

◎問い合わせ先

栃木税務署個人課税第一部門
☎0282（22）1716

宇都宮税務署
☎028（621）2151

医療費控除の計算方法について

あなたが自分や家族の病気・けがなどにより支払った医療費があるときは、次の算式によって計算した金額を医療費控除として所得から差し引くことができます。

$$\text{その年中に支払った医療費} - \text{保険金などで補てんされる金額} = A$$

$$A - \text{10万円または所得金額の5\% (どちらか少ない額)} = \text{医療費控除額 (最高200万円)}$$

保険金などで補てんされる金額とは、社会保険などから支給を受ける療養費、出産育児一時金など医療費の補てんを目的として支払を受ける損害賠償金や生命保険特約などの医療保険金、入院給付金など医療費控除により軽減される税額は、その方に適用される税率により異なります。